



あつたし

議会だより

No. 127

12月定例会号

— 2023.2 —

◇発行／厚岸町議会

◇編集／議会広報特別委員会



室崎議員、音喜多議員、中川議員が町議会議員として、多年(35年以上)にわたり地方自治の発展に
顕著な功労があったと認められ、総務大臣感謝状を受賞されました。

●第4回定例会

*決まったことから……………P2～P3

*町政を問う ～一般質問～……………P4～P10

●議長室から……………P11

●新年のあいさつ……………P12

●議会の動き……………P12

一般質問者

- ・室崎正之議員
- ・南谷健議員
- ・杉田尚美議員
- ・石澤由紀子議員
- ・中川孝之議員
- ・竹田敏夫議員
- ・音喜多政東議員

令和4年 第4回 定例会

第4回定例会は、去る12月7日招集され、3日間の会期で行われました。

7名が一般質問で町政全般についてたどしました。

決まった
ことがら

議決

工事請負契約の変更

(令和3年度国債) 太田門
静間道路旧橋撤去及び道路改
良舗装工事の請負金額を1億
1770万円から1億169
8万5千円へ変更することに
ついて可決しました。

(全会一致)

条例

厚岸町印鑑条例の一部改正

全国のコンビニエンススト
ア等の店舗に設置される多機
能端末機から、個人番号カー
ドを利用して、住民票の写し
及び印鑑登録証明書の申請・
交付をするための必要な改正
について可決しました。

(全会一致)

厚岸町職員の特種勤務手当
に関する条例の一部改正

必要な改正について可決し
ました。
(全会一致)

職員の定年等に関する条例
等の一部改正

地方公務員法の一部が改正
されたことに伴い、必要な改
正について可決しました。

(全会一致)

補正予算

各会計補正予算審査特別委
員会において付託審査し、本
会議において全会一致で可決
しました。

令和4年度厚岸町一般会計
補正予算(5回目)

歳入歳出予算の総額に4億
4902万1千円を追加し、
予算総額を109億9466
万2千円としました。

主な内容

農業資材高騰支援給付金給
付992万3千円の新規計上、
除雪対策費2億8045万4
千円の計上

令和4年度厚岸町国民健康
保険特別会計補正予算(2回
目)

歳入歳出予算の総額に33万
4千円を追加し、予算総額を
13億9752万1千円とし
ました。

令和4年度厚岸町簡易水道
事業特別会計補正予算(2回
目)

歳入歳出予算の総額から1
542万9千円を減額し、予
算総額を1億1838万2千
円としました。

令和4年度厚岸町下水道事
業特別会計補正予算(2回目)

歳入歳出予算の総額に55
59万9千円を追加し、予算
総額を7億835万5千円と
しました。

令和4年度厚岸町介護保険
特別会計補正予算(2回目)

歳入歳出予算の総額に27
5万2千円を追加し、予算総
額を12億1563万1千円と
しました。

令和4年度厚岸町後期高齢
者医療特別会計補正予算(2
回目)

歳入歳出予算の総額から49
万4千円を減額し、予算総額
を1億5747万1千円とし
ました。

令和4年度厚岸町介護老人
保健施設事業特別会計補正予
算(2回目)

歳入歳出予算の総額に47
5万7千円を追加し、予算総

額を8131万6千円とし
ました。

令和4年度厚岸町水道事業
会計補正予算(2回目)

収益的支出の総額に724
万2千円を追加し、予算総額
を2億7685万6千円とし
ました。

令和4年度厚岸町病院事業
会計補正予算(2回目)

収益的支出の総額に267
5万円を減額し、予算総額を
12億9046万3千円とし
ました。

決算認定

令和3年度厚岸町一般会計、

特別会計(国民健康保険・簡
易水道事業・下水道事業・介
護保険・後期高齢者医療・介
護老人保健施設事業)歳入歳
出決算の認定及び企業会計
(水道・病院)決算の認定

令和4年第3回定例会で決
算審査特別委員会に付託とな
っていた各会計の決算につい
て、委員長から審査報告があ
り、本会議において、いづれ
も認定されました。

(全会一致)

申 出

閉会中の継続調査申出書

総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会及び議会運営委員会から、次の定例会までの閉会中における継続調査の申し出があり、承認されました。

各委員会の調査事項は次のとおりとなっています。

総務産業常任委員会

- (1) 総務及び防災に関する事項
- (2) 財政及び税に関する事項
- (3) 財産に関する事項
- (4) 商工・労政及び観光に関する事項
- (5) 農業、林業、畜産及び水産業に関する事項
- (6) 土木、建築及び都市計画に関する事項
- (7) 出納に関する事項
- (8) 他の常任委員会の所管に属しない事項

厚生文教常任委員会

- (1) 国民健康保険に関する事項
- (2) 介護保険に関する事項
- (3) 民生及び福祉に関する事項
- (4) 保健衛生及び生活環境に関する事項

- (5) 上下水道に関する事項
- (6) 学校教育、社会教育及び生涯学習に関する事項
- (7) その他厚生及び文教に関する事項

議会運営委員会

- (1) 議会運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) その他本委員会所管に関する事項

各常任委員会の活動状況

〔令和4年10月1日から
令和4年12月31日まで〕

▼総務産業常任委員会

第6回（11月28日）

- ① 赤潮被害に対する支援
- ② 町内所管事務調査
- ③ 閉会中の継続調査申出書

町内所管事務調査

12月13日

床潭末広間道路配水管布設替工事、橋梁長寿命化整備工事、交通安全施設整備事業、町道舗装補修事業、住の江町

1号線配水管布設替工事、住の江町通り配水管布設替工事、多目的屋内スポーツ施設建設工事、白浜4丁目地区污水管新設工事、太田門静間道路整備事業について現地調査を行いました。

▼厚生文教常任委員会

先進地行政視察

10月24日から27日

岡山県浅口市でアツケシノウ及び天文博物館について行政視察を行いました。

第9回（12月1日）

- ① 心和園新型コロナウイルス感染症の発生状況
- ② 閉会中の継続調査申出書

第3回 臨時会 10.20

請 願

市町村議会に対する農業者産資材高騰対策対応に関する請願書

本請願について、本会議において「採択」と決定しました。（全会一致）

補正予算

令和4年度厚岸町一般会計補正予算（4回目）

歳入歳出予算の総額に1億2024万5千円を追加し、予算総額を105億4564万1千円としました。

主な内容

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付7268万4千円及びがんぼう厚岸応援券発行4756万1千円の新規計上

第4回 臨時会 11.28

議 決

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正

（全会一致）

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

（全会一致）

厚岸町職員の給与に関する条例等の一部改正

（全会一致）

お 知 ら せ

議会・委員会を傍聴しませんか。

町議会では、議場で行われている本会議や特別委員会だけでなく、3階委員会室で行われる常任委員会も傍聴できます。

委員会の開催日程はインターネットで確認できますので、みなさん、気軽にお越しください。

児童生徒を交通事故から守る

児童生徒の交通安全施策のうち、自転車の安全対策と通学路の安全性について質問しました。

また、災害時の避難が自力では困難で支援を要する人のため、法は個別の避難計画を作ることを勧め、そのための名簿の作成を町の義務としています。これがどこまで進んでいるか尋ねました。



室崎正之議員

問 児童生徒の自転車についての交通安全施策。

答 警察や関係機関と連携し交通安全教室を実施し、自転車走行の指導を行い登下校における街頭指導を行っている。

問 自転車の事故は、全国で年8万件起きており、加害者の賠償額が九千五百万という判決も出ている。保険加入は必要だ。厚岸町は保険の費用について助成を行っている。

答 自転車による加害、特に歩行者に危害を与えることのないよう、乗車時の危険性やマナーにつき指導を行うほか、保険加入の促進に努めている。

問 重大事故を防ぐためヘルメットの着用は必須事項だ。町にはヘルメット購入の助成制度もある。

答 小学生は通学時に着用を義務化している、又中学生は着用を努力義務としている。

問 小学生と中学生、通学時と放課後で差があるのは何故か。重大事故の発生確率に差があるのか。

答 自転車走行時は全てヘルメット着用を義務づける方向で各学校と協議を行う。

問 通学路の安全確保はどのようにすすめているか。

答 通学路とは一般的に、自



通称「神社の坂」

宅から学校まで登下校時に使用する道路を指す。これは学校長が保護者や地域と協議した上で決定する。学校では例年4月に横断歩道、見通しの悪い箇所等の注意喚起を行っている。また、関係各課や機関による通学路安全推進会議を設置し、対策が必要な箇所の改善策の検討を行っている。

問 宮園2丁目の国道44号に交差する通称「神社の坂」は多くの児童生徒が通学路として利用している。ここは急峻かつ狭路で国道との交差点は見通しが悪い等事故の危険が危惧される道である。

答 毎年地元自治会から改善要望が出ている所だ。今回請願が出ているが、坂上部の拡幅だけでもできないものか。

災害時避難困難者の支援

問 通学路として問題が多い道で苦慮している。今までも白線による区分など、さしあたって出来ることは行ってきた、今回請願も出ており、地域や議会の意見知恵を借りて進めていきたい。

問 災害対策基本法に規定された個別避難行動計画の策定状況。

答 災害時に避難が困難な高齢者障害者等に対する個別避難計画づくりは、各自治体の努力義務とされている。現在町では計画づくりの具体的取組に至っていない。

問 同法は、災害時の避難が困難で、支援を要する「避難行動要支援者」の名簿の作成を各自治体に義務づけている。個別避難計画はこの名簿を基礎に策定される。

答 名簿作成は法的義務とされている。町は対象者を年齢、介護認定度、障害者手帳の等級等を要件として約2千3百人を登録している。ただ現状では個々人の具体的な状況やニーズなどは把握していない。

問 実態の分からない名簿では基本法の作成義務を満たしていないのではないか。

答 基本法は名簿の記載項目として、氏名、生年月日、性別、住所、要支援理由等7項目を挙げる。作成した名簿はこの要件に合致している。

問 外形的形式的要件で拾った名簿では役に立たない。実態に沿った避難に支援を要する人を登録した名簿を作るには、登録の要件の整備と、誰がその任務にあたるのか、が決まらなければならない。一課一係が抱え込むのではなく、防災担当者、福祉課、町民課等の関係各部署、消防、社協、福祉団体や自治会等の入った組織を立ち上げ、作業に入るべきだ。役に立つ名簿作りには絶えず変わる状況の変化に応じた調査も必要となる。

問 名簿については年齢等の直接避難能力に関係しない登録要件を除くことや、未登録者が自ら登録を求める仕組み等、適切な登録の範囲や方法を精査していきたい。

問 名簿の整備もされていない中では個別避難計画の策定は難しい。

答 計画策定については課題も多く、先進事例を参考に、その手法を十分に検討する必要がある。



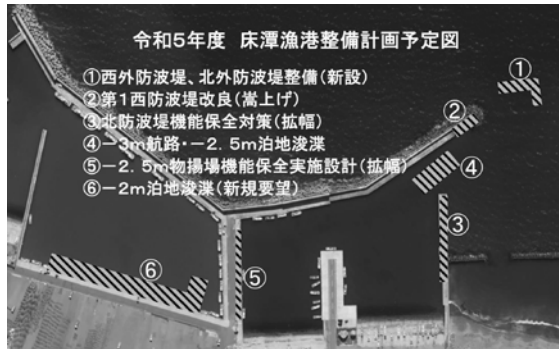
南谷 健 議員

床潭漁港の5年度整備は

床潭漁港は水産生産基盤整備事業及び水産物供給基盤機能保全事業により、管理者の道が整備を行っています。5年度は西外防波堤・北外防波堤の整備・第一西防波堤の改良、また、マイナス3メートル航路とマイナス2.5メートル泊地の浚渫、マイナス2.5メートル物揚場の機能保全対策の実施設計を計画。

図 末広側マイナス2メートル泊地が浅くなり、物揚場前方は刺網漁船が出漁時座礁し、僚船に曳航されやとと脱出する難儀をしております早期浚渫要望がありますがこの対応は。

図 5年度浚渫工事予定はありませんが、漁協・期成会と連携して適正水深の確保に早期着手可能な対応をします。



厚岸町の酪農家支援は

図 第3回臨時会において農業生産資材高騰対策対応に関する請願を採択しました。町はどのように対応しますか。

図 国は配合飼料価格高騰緊急特別対策で1トン当たり6750円追加補填交付します。

国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策では、経産牛1頭当たり他都府県の1万円と2800円の差額が生じ、厚岸町は農協と協議を重ね2分の1ずつの支援とし1頭につき1400円の7000頭分と事務委託料を含めて992万3千円を助成します。

肥料原料等の高騰対策は、国費で価格高騰分に対する7割補助、及び道費で化学肥料購入支援金1トン当たり3125円の給付が見込まれることから町独自支援は行わず今後の動向を注視していきます。

借楽団地の舗装促進を

図 未舗装の森宅から堀建設細工場経由、中通りまでの道路舗装は、自治会要望で20年以上前から提出されていますが、ここ数年工事は進捗していません。見通しや今後の計画の説明が必要です。ぜひ実施に向け努力をすべきでは。

図 平成11年から23年度にかけ18路線の内11路線の舗装工事を進めてきましたが7路線が残っています。道路整備事業は限られた財源の中で進めており、すべての要望に応えきれない状況にあり、今後の整備予定はお示しできませんが、維持管理を徹底するとともに、財源を含め事業化に向けてさらに検討します。

図 厚岸に誇りと愛着を持つ人々を育てたいとの抱負をお持ちですが、具体策は、特にふるさと教育です。郷土に誇りを持てる教育はどの様に。

新任滝川教育長の取組は

図 ふるさと教育を通して厚岸の特色や魅力を学ぶことは、ふるさとへの愛着や誇りを育み、夢や希望を持って行動する原動力となります。一方、学校教育には、子供たちがさ

まざまな変化に積極的に向かい、他者と協力して課題を解決していく力の育成が強く求められています。ふるさと教育を通じて、自ら課題を設定し、情報を集め、整理分析を行い、発表するといった「探究的な学びのプロセス」を大切に学習を進めていきます。また、全国豊かな海づくり大会を、ふるさと厚岸を見つめる良い機会と捉え、積極的に取り組みます。

図 小中一貫校をどのように考えていますか。

図 小中一貫教育は、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を進めることを目的としており、当町は、小中学校の連携や接続を重視した学習交流を実施しています。今後も、教職員や児童・生徒が情報交換や交流を通じ、円滑な小中連携教育を進め、小中連携教育・一貫教育を含め効果的な教育環境を検討していきます。

学校における「いじめ」対応に関心を

近年、町内小中学校における「いじめ」の「認知件数」は数件から数十件となっていますが、これは必ずしも重大事態に至るものではないものに対しても学校として認知・早期対応に努めていることの現れです。

「いじめ」には学校だけでは対処できないものもあり、地域全体に関心を持つことが肝要と考えます。



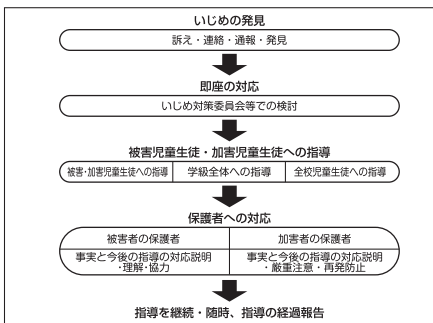
杉田 尚美 議員

○ 「いじめ」の定義について、変遷を確認したい。

△ 過去の定義は「一方的に身体的・心理的な攻撃を継続し、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされ、現在で言う重大事態になつてはじめて「いじめ」と判断されていたが、現在では、いじめとなり得るか、なり得ないかの判断ではなく、その事象に関して背景を鑑みて被害者の視点をもって総合的に判断しており、学校では広く児童生徒指導上の課題として、担任一人ではなく組織的に取り組んでいる。

○ いじめ問題に対しては、より早期の道徳教育が大切であるが、保育所ではどのような指導を行っているか。

△ 保育所では子ども達の言動や行動、他の子ども達との



いじめ対応の基本フロー図

関わり方などを注視している。また、いじめに繋がるような事柄があった場合には、原因と対策を明確にして保護者にも伝えるようにしている。

○ 国の定める保育指針では保育所においては「一人に対する愛情や信頼感、人権を大切にする心を育てると共に自主自立協調の態度を養い道徳性の芽生えを培うこと」と定められており、これらを鑑み、保育所では月間指導計画や児童ごとの個別計画を作成し、日常の集団行動や遊びを通して道徳について指導している。

○ いじめ問題や道徳教育の重要視により、昔に比べて教職員の皆さんの労力・精神的負担、多忙感が増しているように思う。負担軽減に関して、どのように考えているか。

△ 教職員の負担が増しているのは事実であり、それらに専門的にあたるスクールカウンセラーを配置している。

○ 一方で日本の学校教育は学習を通して生徒指導をおこなうことを旨としている。

△ 諸外国では生徒指導と学習を分けておこなっているが、日本では児童生徒同士が互いに認め合いながら授業をおこなっていくことが目標として掲げられ、それによって、互

いを尊重し、いじめ問題などの抑制につながるものと考えられている。

○ いじめに関して、学校の方針や取組を保護者や地域の方々に認識されているか、周知しているか。

△ 学校だよりや学級懇談会・PTA総会などを通して理解を深めて頂いている。また、いじめに関して学校で認知できない情報の提供や相談を受けるよう努めている。

シニアカー・アシスト自転車について

○ 自動車運転免許証の返納を機にシニアカーや電動アシスト自転車を利用される方が増えるものと予想される。マナーや安全利用のための広報などは行っているか。

△ (アシスト自転車については通常の自転車同様にとらえ) 広報誌などで自転車の基本的な安全ルールの周知をはかっている。シニアカーについては今後普及が予想され、安全かつ適正に利用してもらうために広報誌などで安全利用の周知を図っていく。

○ 自動車運転免許証の早期返納を目的に購入資金の助成は考えていないか。

△ シニアカーについては介

護保険制度において福祉用具貸与の種目として、原則として一割負担で利用することができる(医師又は介護認定審査会の認定が必要)。また、町としては利用しやすい公共交通網の構築を図っているところであり、現段階では購入助成は考えていない。

JR花咲線及び厚岸駅の利用促進

○ 花咲線(根室線)の存続について、現在の沿線自治体の動きをお伺いする。

△ 沿線自治体で構成する「アクションプラン実行委員会」が設置され、利用促進や経費削減、他の交通機関との接続性の向上・駅前広場の除雪の実施などを各自自治体で取り組んでおり、特に厚岸町は花咲線を絶対に残すという方針で取り組んでいる。

○ 道内各自治体でJR利用者に対する助成などが行われている。厚岸町でもJR厚岸駅を利用される方に対して、町内経済への還元やJR存続を目的に各種助成の拡充を行う考えはないか。

△ 他市町村の取り組みを参考とし、関係各課・機関などと連携して今後の施策を検討していく。



石澤由紀子 議員

津波対策について

大津波に備えるために町を挙げての推進体制が必要と考えるが、事業推進プロジェクトの立ち上げ等の具体策は、現時点での検討は行っていない。

問 津波避難ビルについて、いわゆる特別措置法の下での「事業計画の策定」と「地域住民との協議」はいつ頃と考えているのか。

答 令和4年6月17日に改正された「特別措置法」では、津波避難施設に対する補助率が「2分の1」から「3分の2」に引き上げられることになったが、この対象となるには同法に規定される「津波避難対策緊急事業計画」を作成し、内閣総理大臣の同意を得ることとされている。現在、町では、厚岸町生活改善センターを集会機能を有する津波避難施設として改築することを計画しており、本年度末の同意を目指して手続きを進めているところだ。また、この施設の避難対象となる港町と真栄地区の一部の住民の皆さんには、11月25日に計画概要の説明を行った。なお、この度、北海道の被害想定等を踏まえて行った避難困難区域の見直しにより、港町と真栄地区の一部のほか、白浜と宮園3丁目と4丁目の一部区域が避難困難区域となることから、

対策案を検討した上で、地域住民と協議し、緊急事業計画に追加していきたい。

問 超巨大津波に立ち向かうために住民説明会が必要と思う。他の町では説明会がスタートしているが、厚岸町のスケジュールはどうなっているのか。

答 津波避難施設等の検討案をもって地域住民と協議したいと考えているので、現時点では具体的なスケジュールは示せないが、できる限り早期に行いたいと考えている。

問 老朽化が進む心和園の建て替えはいつなっているのか。高台移転も含めて早期に対応すべきと思うがどうか。

答 現在地は津波浸水区域であるため、多層階の施設への建て替えや安全な高台などへの移転も想定し整備構想の策定を目指している。しかしながら、心和園は88床を有する施設で、デイサービスセンターを含めると、大規模な施設整備となることから、整備箇所を選定と必要となる財源の確保について検討を進めている。

酪農の危機に関して

問 酪農業では生産資材の高騰、副産物収入の激減、大量の乳製品の輸入などが生産現場を直撃している。このような深刻な状況の中で酪農を決める農家も出てきている。町として農家の深刻な経営実態についてどのように把握しているのか。

答 現在の酪農経営を取り巻く環境は、ロシアのウクライナ侵攻による原油価格の高騰や急激な為替変動による輸入資材の高騰といった外的要因によるものと考えている。また、副産物収入の減少、乳製品の大量輸入についても、健全な酪農経営を阻害する要因となっており、セーフガード措置についても国が強力に推進していく必要があるものと認識している。

問 国が2014年から生乳の生産基盤を強化するために規模拡大を中心とした「畜産クラスター事業」を進めてきた。今はクラスター事業は一部中止していると聞いている。他町村では、町が先頭となっ

て、放牧酪農を推進しているところもあり、新規就農者、移住する若者も増えていると聞く。今後は、低投入型経営や放牧を取り入れた経営など、今の酪農経営のあり方を再検討していく必要があるのではないか。

答 町では、低投入型経営や放牧を取り入れた経営については、個々の酪農家が自らの判断において取り組んでいくことは尊重すべきものと考えており、また、農協からも営農スタイルの多様性について理解していると聞いているので町として再検討する段階には至っていない。



放牧酪農

町職員の副業を認める制度の創設

現行制度においても、一定の要件を満たす場合は、兼業を許可している場合があります。



中川 孝之 議員

町職員の副業を認める 制度の創設について

町 人口減や、高齢化で人手不足に悩む地域産業に職員が副業で従事することを認める制度を北海道日高振興局が導入している。本町も農業や漁業関連を対象に基幹産業である昆布漁の昆布干し作業や酪農業の搾乳作業などに従事できる職員の副業制度を創設し、労働力不足による地域産業の衰退を防ぐ必要があると思うが、いかがでしょうか。

町 地方公務員法第38条第1項では、「営利企業への従事等の制限」として、「任命権者の許可を受けなければ、営利企業を営む会社等の役員や、自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない」とされており、町では「厚岸町職員の営利企業への従事等の制限に関する規則」を定め、職員からの申請に応

じて兼業を可能な範囲で許可をしているところであります。

職員の兼業の制限については、「職務専念義務として、兼業により心身に疲労が生じるなど、勤務に悪影響を及ぼすことはあってはならないこと」「職務の公正の確保として、兼業で特定の事業者等に従事することで、職務の公正を害することがあってはならないこと」「職員の品位の維持として、職の信用を保持し、町と取引のある事業者等での兼業により、住民からの信頼を損ねることがあってはならないこと」などの理由によるものであります。

このため、現行制度においても、従事する時間が少なく勤務への影響がないなど、一定の要件を満たす場合は、兼業を許可している場合がありますので、ご質問にある職員の兼業については、この制度の中で状況に応じ判断し、進めていきたいと考えております。



昆布干し作業



竹田敏夫議員

未就園児と 小中子供へのガン教育について

0～5才未就園児育児困難者に対して更なるサポートに徹していきます。特に0～2才への待機児童のないように努力します。

ガン教育については、特に啓発活動に努めてまいりますと答弁を引き出す。

図 未就園児と呼ばれる保育所や幼稚園に通っていない小学校就学前の子ども0～5歳のうち、育児で困難を抱える家庭を厚岸町はどのような調査または取組をしているのか伺います。

答 当町では、保育所や幼稚園の就園児を把握しており、未就園児についても個別に把握しているため、就園児・未就園児にかかわらず、妊娠期から、全ての家庭に対し個々に保健師が継続的に関わることで、身近な相談先として様々なニーズに応じた支援を実施しております。

具体的には、妊娠期には妊娠届出時や妊娠中期に保健師が個別に面談やアンケートを実施することで、経済状況や健康状態などの家庭状況を把握し、産後ケアや妊産婦・子育て専門相談などの各種事業や虐待予防などの個別支援につなげております。

出産後0から5歳までは、新生児訪問や、あかちゃん相談、1歳6ヶ月児及び3歳児健診等の機会に子どもの発達状態を含めた家庭状況を把握し、養育訪問支援事業の

家事・育児援助や専門的相談支援、産後ケア事業など、心身の疾病や育児不安を抱える家庭に対する個別支援を実施しております。



厚岸町の保育所



また、一般的にほとんどが就園する年齢である4歳児と5歳児で未就園の児童については、保健師の家庭訪問により家庭の状況を必ず把握しています。今年度については、4歳、5歳の未就園児はおりません。

また、その他の子育て支援として、保育料の無償化や、ファミリーサポート事業の利活用助成を行い、育児負担の軽減に努めておりますが、未就園児については、その育児負担が大きくなりがちであることから、今後もその把握と支援に努めてまいります。

新学習指導要領について

図 がん教育・普及啓発に厚岸町はどのように取り組んでいるのか伺います。

答 現行の学習指導要領は、平成29年に告示され、移行期間を経た後、小学校では令和2年度から、中学校は令和3年度から完全実施となりました。高等学校においては、今年度の入学生から年次進行で実施されております。

ご質問のがん教育に関わる

指導は、保健体育において取り扱うこととなっており、小学校では、第6学年において取り扱う病気の予防の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因になることについて学び、学習を通して、長期間の喫煙は、がんや心臓病などの病気にかかるりやすくなるなどの影響について学んでおります。また、中学校では、がんの発生や経過など病気の仕組みや要因と予防、がんの早期発見と回復について取り扱い、生活習慣の改善の工夫について学んでおります。

なお、普及啓発についてはありますが、がん教育については、学習指導要領に準じて各学校の教育課程に適切に位置づけられていることから、特に啓発活動は行っておりません。



学校の部活指導者の地域移行について

いま、学校の教職員の長時間労働で働き方改革が問われている。学校での部活指導も長時間労働の要因の一つとされている。この問題解決のため国は来年度から、地域で専門性の高い指導者を、部活の指導者として登録し、指導できる地域移行制が可能となる。

これに対して教育委員会は、国、道教育委員会の意向を踏まえ、部活動の地域移行推進のための協議会を関係部門の協力を得て設置し、対応する考えを示した。



議員 東政多喜音

○ 現在、中学校の部活の実態はどのようになっているか。

○ 運動系で、野球、サッカー、バドミントン、陸上、バスケットボール、柔道が活動し、野球、サッカー、バスケットボールは、単独校での大会参加は出来ず、合同チームとして参加している。柔道は少年団チームに所属し、中体連のみ学校参加。水泳は個人競技で、生徒の希望により大会参加の機会を保障している。文科系は吹奏楽が2校で、1日の活動時間は、国のガイドラインに基づいて定めた厚岸町立学校に係る部活動の方針により、平日の放課後2時間程度、休日は3時間程度である。休養日は、週2日以上確保することとしており、平日は少なくとも1日、土・日は少なくとも1日を設けている。

○ 小学校の少年団活動はどのようになっているか。

○ 運動系は野球、サッカー、バドミントン、陸上、バスケットボール、柔道、空手、少林寺が活動しています。少年団の週の活動状況は、

柔道、空手、少林寺は平日放課後1日、陸上は平日2日、バスケットボールが平日3日活動日で、何れも土・日曜日が休養日に。野球、サッカー、バドミントンは、平日放課後3日から4日及び土曜日に活動し、日曜日を休養日としている。小学校の文科系少年団活動はしていません。

○ 部活動の地域移行が可能となるが、町の考えと見通しは。

○ 国の検討会議で、休日の部活動から段階的に地域へ移行していくことが基本とされ、令和5年から開始し、7年度末までに移行を図ることが目標として示されており、今年度中の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が全面的に改定される予定となっている。これが改定されたのち、北海道教育委員会では、北海道部活動の地域移行に関する推進計画の素案を示し、これを受け、当町においてもこれらの計画に沿って地域移行を進めようとしております。具体的には令和5

年度に部活動の地域移行推進のための協議会を設置し、生徒、保護者、部活動の顧問等に対して調査を行うほか、指導者の確保、活動の場所、当町の状況を捉えながら地域のスポーツ機会の確保と、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実を目指して協議を進めることを想定している。



○ 教員の確実な休日確保の観点から、土日のみでも地域移行できないか。

○ 令和5年度に設置する協議会での検討にもありますが、令和6年度には可能な部活動から休日へ移行できるものと

考えております。

○ 当町のスポーツ課の支援を得るなど、リンクできるものはないか。

○ 部活動を地域へ移行するにあたっては、運動系、文科系合わせて検討することが必要と考えており、同時に地域の理解や条件の整備など、実情に合わせた協議が必要となります。委員会としてスポーツ課のみならず、生涯学習課、管理課、指導室がそれぞれ役割を果たしながら連携するとともに協議を重ね、持続可能な新しい部活動の在り方を検討して参りたい。

テレビ難視聴対策について

○ 現在テレビ難視聴地区はどこで何世帯残っているのか。

○ 門静地区23世帯、苫多地区12世帯、住の江地区278世帯、糸魚沢地区12世帯。計4地区325世帯です。

○ 今後の切り替え予定は。

○ 要望のある門静苫多地区は令和5年度に。住の江地区、糸魚沢地区においては地元と協議のうえ進めたい。

議長室から



議長 堀 守

このページは、今までの議会広報であり取り上げられてこなかった、議案審議や議会運営委員会、各常任委員会や予算審査特別委員会などでの質疑の中で、皆さんの関心が高そうな案件について、審議の内容等を紹介するページです。

第3回臨時会より

(10月20日開催)

○農業生産資材高騰対策対応に関する請願書について、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、円安の進行等による飼料や肥料、燃油と言った営農に必要不可欠な生産資材の高騰により、酪農経営の危機的な状況を鑑み、即効性のある施策を講ずるよう議会に対し請願書が出され、酪農・畜産経営安定対策と肥料価格高騰対策を講ずるべきとして採

択されました。

第9回議員協議会より

(11月1日開催)

○除斥について、議会における審議の公正を期すために、審議事件と一定の利害関係有する議員は、自分や配偶者及び2親等以内の血族を範囲として当該事件の審議に参加することが出来ないとする制度で、従来その手順を明確にしていなかったことから、各議員の認識を統一した上で取扱いを定め、第4回定例会より適用する事とした。

第10回議員協議会より

(12月1日開催)

○町立厚岸病院経営強化プラン策定について、令和5年度からの5カ年を期間とするプランの策定が、策定委員会により進められているが、その概要の説明を病院から受け、さらに詰めた内容の説明を、1月に開催を予定する議員協

議会において受け、意見などを述べる事とした。

○生活改善センター改築事業について、竣工から49年が経過し、施設の老朽化や耐震の問題、港町や真栄の一部の津波避難の安全性確保を図る事を目的に、現在基本設計中の津波避難ビル機能を備えた生活改善センターについて、令和7年度中の完成で、2階に避難スペースを備えた一部3階建ての総事業費28億円の施設概要の説明を受けた。

○津波避難困難地域及び津波避難対策緊急事業計画について、厚岸町全域における津波発生時の避難困難が想定される区域の抽出を一定条件のもと行った結果、港町・真栄の一部と、白浜・宮園の一部が避難困難区域となり、この内、港町・真栄の一部については、前述の避難ビル機能を備えた生活改善センター改築により、白浜・宮園の一部については、その後を整備を目指す事と説明を受けた。

○議会個人情報保護条例について、今までの議員協議会において議論を重ねてきた議会の個人情報保護条例について

は、第3回定例会において制定すべく準備を進めてきたが、町の条例改正が第1回定例会において行うこととなったことから、議会の方も第1回定例会に上程し制定する事とした。

第4回定例会より

(12月7日～8日開催)

○印鑑条例の一部改正について、令和5年4月1日より住民の利便性向上を図る事を目的に、個人番号カードを利用した「住民票の写し」と「印鑑登録証明書」の申請・交付が出来るように改正され、これにより、令和5年4月1日より全国のコンビニエンスストアやスーパー等に設置されている「多機能端末機」からサービスが受けられるようになります。

○職員の定年等に関する条例等の一部改正について、地方公務員の定年が、国家公務員に準じて引き上げられる事となり、現行60歳の定年が、令和5年度から段階的に令和13年度までに65歳まで引き上げられる事が決まりました。



年頭にあたって

輝かしい新春を言祝ぎ、謹んでお慶びを申し上げます。
いよいよ私達町議会議員の任期もあと数ヶ月となりました。この4年間町民の皆様には、議会に対し深いご理解と関心をお寄せいただき、心から感謝申し上げます。

昨年は、依然収まらない新型コロナウイルス感染症に、2月に開始されたロシアによるウクライナへの武力侵攻と、これに端を発する物価の高騰など、社会不安が非常に大きくなった年でありました。

一刻も早いコロナウィルス感染症克服による社会経済活動の回復を願うと共に、物価の安定とウクライナを始めとする多くの地域での紛争による犠牲者が一人でも少なくなるよう懇願するものであります。

今年、9月に天皇皇后両陛下の行幸啓が予定される四
大行幸啓行事の一つである
「第42回全国豊かな海づくり
大会北海道大会」が厚岸漁港
若竹岸壁を会場に開催されま
す。

厚岸町の足跡に輝かしいも
のを残すことになるこの大会

の成功には、町民の皆様のご理解とご協力が非常に大切でありますので、よろしくお願いたします。

また、本年4月に執行される統一地方選挙においては、厚岸町議会議員選挙が執行され、新しい厚岸町議会がスタートいたします。

町氏の皆様には、厚岸町議会に對する今までと変わらな
いご理解と関心を寄せていた
だきますようお願い申し上げ
ます。

厚岸町の限らない発展と、町民皆様のご健勝とご多幸を切願し、新春を迎えての挨拶といたします。

厚岸町議会

議長
副議長
議員

[illegible]

中中大桂金杉佐南音室石竹堀会
屋川野川子田藤谷多崎澤田
孝利 尚淳 政正由敏
敦之春実勇美一健東之紀子夫守

議会の動き（各議員の出席状況）

10月22日から1月18日まで

会議種類	開催日 ・ 期間	会議名称	開催日数	議員氏名(議席順)												
				竹田敏夫	石澤由紀子	室崎正之	音喜多政東	南谷健	佐藤淳一	杉田尚美	金子勇	桂川実	大野利春	中川孝之	中屋敦	堀守
本会議	11月28日	第4回 臨時会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	欠	1	1	1
	12月7日～8日	第4回 定例会	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
委員会等	10月24日～27日	厚生文教常任委員会先進地行政視察	4	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	○
	11月 1日	第9回 議員協議会	1	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	11月28日	第10回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○
	11月28日	第6回 総務産業常任委員会	1	○	—	—	—	○	○	—	—	○	欠	○	○	○
	12月 1日	第10回 議員協議会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月 1日	第9回 厚生文教常任委員会	1	—	○	○	○	—	—	○	○	—	—	—	—	○
	12月 5日	第11回 議会運営委員会	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月 8日	第8回 広報特別委員会	1	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○
	12月13日	総務産業常任委員会所管事務調査	1	欠	—	—	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○
	1月18日	第1回 広報特別委員会	1	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○